

令和3年度版

農業補助事業利用 ガイドブック

鳥取県農林水産部

農業関係支援施策の活用ガイドブック 目次

支援項目			主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ		
大項目	中項目	小項目	事業名	認定農業者(法人含む)	認定農業者以外(任意組織・JA等)	農業者関係団体等	市町村				商工業者等	
新規就農	体験・研修	研修したい	県	アグリスタート研修支援事業	○				(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が実施する「アグリスタート研修」の研修生に対し、交付金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	1	
			県	就農研修交付金事業	○				農業大学校で実施する「アグリチャレンジ科」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	2	
			国・県	公共職業訓練【アグリチャレンジ科】	○					就農に役立つ農業の基礎知識と実践技能の習得を4か月間の研修(公共職業訓練)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	3
			県	スキルアップ研修(短期研修)	○					主要野菜(白ねぎ、ブロッコリー、ミニトマト、スイカ)の栽培技術習得を4か月間の研修(座学講義・グループ実習)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	4
			県	スキルアップ研修(長期研修)	○					農業の基礎知識と栽培品目の基本技術の習得を12か月間の研修(座学講義・実習)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	5
	自営就農	機械・施設を取得したい	県	新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】	○				新規就農者が就農時に必要な機械、施設を整備する場合に助成。	経営支援課 0857(26)7261	6	
			国	新規就農者総合支援事業【農業次世代人材投資資金(準備型)・就職氷河期世代新規就農促進事業】	○				新規就農希望者(原則50歳未満)が県の指定する研修機関でおおむね1年以上就農研修を受ける場合、最長2年間資金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	7	
		資金的に応援してほしい	国	新規就農者総合支援事業【農業次世代人材投資資金(経営開始型)】	○				新規就農者(原則50歳未満)に対して最長5年間資金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	8	
			県	新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】	○				新規就農者の就農初期(最長3年間)の運転資金、基盤整備費及び生活費等に対する支援。	経営支援課 0857(26)7261	9	
		後継者を育成したい	県	新規就農者総合支援事業【親元就農促進支援交付金】	○	○			認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援。	経営支援課 0857(26)7261	10	
		後継者を育成したい、機械・施設を取得したい	県	産地主体型就農支援モデル確立事業			○		産地の将来ビジョンに基づき、新規就農希望者に対する技術習得研修、継承すべき優良農地の維持管理、研修や営農開始に必要な機械・施設整備等を支援。	経営支援課 0857(26)7261	11	
	雇用	新規に従業員を雇用したい	県	農の雇用ステップアップ支援事業【未来を託す農場リーダー育成事業】	○	○			農業法人等が新規雇用を行い新規就業者のOJT研修等を行う場合、研修経費を最大3年間助成。	経営支援課 0857(26)7261	12	
		他産業と組み合わせたい	県	農の雇用ステップアップ支援事業【農業コラボ研修事業】	○	○			農業法人等が新規雇用を行った場合であって、農業では通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修等を行う事業に最大2年間助成。	経営支援課 0857(26)7261	13	
	担い手	経営発展	プランを作って経営を拡大したい	県	みんなでやらいや農業支援事業【がんばる農家プラン事業】	○	○	○		農業者等が作成した規模拡大、売上高アップ等に係るプラン(営農計画)の達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農林水産政策課 0857(26)7589	14
			スマート農業を推進したい	県	スマート農業社会実装促進事業	○		○		省力化技術の開発・導入を図り持続可能な農業を実現するため、県が令和元年度から実証しているスマート農業技術について、現場における普及拡大及び課題解決を図る	農林水産政策課 0857(26)7589	15
			法人化を考えた	国・県	農業経営法人化総合支援事業【農業法人設立・経営力向上支援事業、農業経営法人化支援総合事業】	○	○			農業者の経営課題に関係機関と連携して、適切にアドバイスする農業経営相談所により、個別経営体や集落営農組織の法人化に係る取組等を支援。	経営支援課 0857(26)7276	16
			施設・機械等を整備したい	国	鳥取県経営体育成支援事業(強い農業・担い手づくり総合支援交付金)	○	○	○		地域の中心経営体や農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う施設・機械等の整備に係る経費を助成。	経営支援課 0857(26)7258	17
		企業参入	機械・施設を取得したい	県	企業等農業参入促進支援事業	○	○			企業等が農業へ新規参入する場合、農業用機械・施設等を助成。	経営支援課 0857(26)7258	18
		農地集積	農地を集積したい	国	機構集積協力金交付事業	○	○			農地中間管理機構に対し農地を貸付けた地域及び個人を支援することにより、担い手の農地集積・集約化を推進。	経営支援課 0857(26)7269	19
		働き方改革	経営参画、能力向上等したい	県	とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業	○	○	○		農林水産業へ従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や女性リーダー育成に関する取組を支援します。	農林水産政策課 0857(26)7589	20
人・農地プランの中心経営体(個人農業者)	機械を取得したい	県	中山間地域を支える水田農業支援事業			○		中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入等を支援。	農林水産政策課 0857(26)7589	21		

大項目	支援項目		国庫・単県別の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等（任意組織・JA等）	市町村	商工業者等			
水田営農	集落営農	機械・施設を取得したい	県	集落営農体制強化支援事業			○			集落営農組織に対して、営農の維持・発展に必要な機械施設等の整備、人材育成の取組を支援。	経営支援課 0857(26)7258	22
	県産米振興	米の販路拡大を図りたい	県	鳥取県産米総合生産対策事業	○	○				意欲的な担い手農家等が行う主食用米の新規販路開拓・販路拡大などの取組を支援。	生産振興課 0857(26)7283	23
	主食用米転換	新たな水田農業に取り組みたい	国・県	新たな水田農業の収益性向上対策事業	○	○				主食用米以外の農産物の生産拡大を推進し、新たな水田農業の収益性向上を図るため、地域や担い手の飼料用米等の生産拡大に向けた取組を支援。	生産振興課 0857(26)7283	24
	直接支払	直接支払	国	経営所得安定対策等	○	○	○			販売農家や集落営農が販売目的で作物を栽培する場合、栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付。	生産振興課 0857(26)7280	25
	星空舞のブランド化	販路開拓・販路促進を図りたい	国・県	「星空舞」ブランド化加速事業			○		○	「星空舞」のブランド化を推進するため、認知度向上や販路開拓対策等の取組みに対して支援を行う。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	26
園芸等	園芸品目等の振興	パイプハウスを導入したい	国・県	鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	○	○	○			高収益な施設園芸品目等の生産振興を図るため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を支援。	生産振興課 0857(26)7272	27
		機械・生産資材を導入したい	国	鳥取県産地生産基礎パワーアップ事業	○	○	○	○		意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換・拡大等を図るための取組を総合的に支援。	生産振興課 0857(26)7282	28
		機械、特産物、新品種・新技術等導入したい	県	園芸産地活力増進事業	○	○	○			産地づくりや特産物の育成、新技術のモデル的取組等に必要経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26)7272	29
		イチゴ用の機械、パイプハウスを導入したい	県	戦略的園芸品目（イチゴ「とっておき」）総合対策事業	○	○	○			県育成のオリジナルイチゴ新品種「とっておき」の普及に向けて、単収・品質向上、販売促進及び生産基盤強化に必要な機械、ハウス等の整備を支援。	生産振興課 0857(26)7272	30
		花壇苗・芝等を生産拡大したい	県	鳥取の花・芝生産振興対策事業	○	○	○			花壇苗、ストック等の生産拡大、流通体制の整備、販売促進に向けた取組み等や、鳥取県芝のブランド化、生産拡大、鳥取の芝PR等を支援。	生産振興課 0857(26)7282	31
		パイプハウス等の補強がしたい	国	ハウス強靱化による施設園芸加速化対策事業	○	○	○	○			「防災・減災」の観点から、大雪、台風等の気象災害による農業用ハウスの被害対策を図るため、被害防止計画を策定するとともに、被害防止講習会の開催、ハウス補強等の活動を支援する。	生産振興課 0857(26)7272
野菜・花き	価格補填	価格下落時の影響を緩和したい	国・県	指定野菜価格安定対策事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある指定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	生産振興課 0857(26)7282	33
		価格下落時の影響を緩和したい	国・県	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある特定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	生産振興課 0857(26)7282	34
		価格下落時の影響を緩和したい	県	鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業			○			作付面積が一定以上のブランド野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。	生産振興課 0857(26)7282	35
果樹	果樹生産基盤の整備	新品種等の植栽、高接ぎ、果樹園を整備したい	県	鳥取梨生産振興事業	○	○	○	○		JA、生産組織、認定農業者等が梨「新甘泉」等の植栽や果樹園整備や気象災害対策を行う経費の一部を助成。苗木を植栽した生産者に奨励金を交付。	生産振興課 0857(26)7414	36
			県	鳥取柿ぶどう等生産振興事業	○	○	○	○		JA、生産組織、認定農業者等が柿「輝太郎」、ぶどう等の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。苗木を植栽した生産者に奨励金を交付。	生産振興課 0857(26)7414	37
			県	戦略的スーパー園芸団地整備事業			○	○		新規就農者等の担い手の参入を促すため、JA等が主体となって果樹園等の整備を行う経費や、新規就農者が入植する場合の借地料、入植者の募集に係る経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26)7414	38
	利子助成	災害時等の再生産資金を確保したい	県	果樹等経営安定資金利子助成事業			○			災害、市場価格の低落又は原油価格高騰時の再生産資金を確保するため、経営安定資金融資制度を創設し、次年度に向けた農家の生産意欲を高揚させる。	生産振興課 0857(26)7414	39

大項目	支援項目		国庫・単県別	事業名	主な対象者				事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ	
	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等（任意組織・JA等）	市町村				商工業者等
地域農業	農業活性化	話し合いにより農業を活性化したい	県	みんなでやらいや農業支援事業【がんばる地域プラン事業】	○	○	○	○	市町村やJA等が農業の生産拡大や担い手育成等に係るプランを作成し、また、その達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農林水産政策課 0857(26)7589	40	
畜産	全畜種	規模拡大のための施設・機械整備や家畜の導入	国	畜産クラスター施設整備事業（全畜種）～畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業～	○		○		畜産クラスター協議会が策定する畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体が行う規模拡大のための施設・機械整備や家畜の導入を支援。	畜産課 0857(26) 7291,7290	41	
		酪農	生産性向上に取り組みたい	県	生乳増産対策支援事業～担い手施設整備対策事業～	○	○	○		生産性向上に取り組む酪農家の施設・機械整備等のうち、国事業では補助対象とならないものに対して助成。	畜産課 0857(26)7291	42
			生産性向上に取り組みたい	県	生乳増産対策支援事業～ゲノム育種改良対策支援事業～	○	○	○		有望な乳用牛の早期判定のため、育成牛全頭を対象としたゲノム育種価検査費用に対して助成。	畜産課 0857(26)7831	43
	全日本ホルスタイン共進会に出品したい		県	第15回全日本ホルスタイン共進会対策事業				○	次回開催される全日本ホルスタイン共進会に向けた出品牛づくりに係る経費に対し助成。	畜産課 0857(26)7831	44	
	和牛	牛舎等施設を整備したい	国・県	鳥取県和牛振興計画推進事業（施設整備支援）	○	○	○		和牛の生産拡大や高品質和牛肉の増産を図るため、増頭する農業者や新規就農者が国事業等を活用して牛舎等施設整備する場合に国事業に上乘せ助成。	畜産課 0857(26)7290	45	
		能力の高い和牛を導入・保留したい	県	鳥取県和牛振興計画推進事業（繁殖雌牛・肥育素牛の保留及び増頭支援）	○	○	○		和牛の生産拡大や高品質和牛肉の増産を図るため、優良和牛繁殖雌牛及び肥育素牛の保留や増頭に対する経費に対して助成	畜産課 0857(26)7290	46	
		受精卵移植活用したい。子牛の市場活性化に取り組みたい。	県	鳥取県和牛振興計画推進事業（和牛受精卵購入支援、市場活性化支援）	○	○	○		優良和牛の生産や生産頭数の増加、和子牛市場活性化を図るため、和牛受精卵の購入や生産者協議会が行う市場活性化にかかる取組に対して助成。	畜産課 0857(26)7290	47	
		東京へ出荷してみたい	県	鳥取和牛ブランド強化対策事業	○	○	○		「鳥取和牛」を首都圏へPRするために「鳥取和牛」の東京市場への出荷に係る輸送費等に対し助成。また、食肉卸売業者や旅館及び飲食店従業員への研修等への助成。	畜産課 0857(26)7290	48	
		全国和牛能力共進会に出品したい	県	第12回全共出品対策事業				○	2022年に鹿児島県で開催される第12回全共に向けた出品牛対策の経費について助成。	畜産課 0857(26)7829	49	
		枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉用牛肥育経営安定対策事業	○	○			牛枝肉価格が著しく低下した場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入している肉用牛肥育経営者（大企業は除く）に対し、補填金を交付。【基金】	畜産課 0857(26)7288	50	
		肉用子牛価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉用子牛価格安定対策事業	○	○			肉用子牛の平均売買価格（品種別・四半期別）が基準価格・合理化目標価格を下回った場合、その期間中に子牛を販売、又は自家保留していた生産者や法人（大企業は除く）に対し、補給金を交付。	畜産課 0857(26)7288	51	
	豚	枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉豚経営安定対策事業	○	○			豚枝肉平均価格が保証基準価格を下回った場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入し、かつ耕畜連携等の取組に努める養豚経営者（大企業は除く）に対し、補填金を交付。【基金】	畜産課 0857(26)7288	52	
	衛生管理	農場認証制度を導入したい	国・県	農場認証普及推進事業	○	○			農場HACCP又は畜産GAP導入のための技術支援と認定に係る手数料を助成。	畜産課 0857(26)7287	53	
6次産	農林漁業者等の取組	販路開拓や機械・施設を取得したい	県	初めての6次産業化バックアップ事業	○	○	○	農林水産業者、農業法人、任意団体等が初めて6次産業化に取組む場合等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	54		

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等（任意組織・JA等）	市町村	商工業者等			
産業化	農家・加工グループの取組	食品加工に必要な機器を取得したい	県	もうかる6次化・農工商連携支援事業【スタートアップ型】	○	○	○			農林漁業者や県内加工グループ等が食品加工に必要な備品を購入する場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	55
6次産業化	農林漁業者等の取組	販路開拓や機械・施設を取得したい	県	もうかる6次化・農工商連携支援事業【6次産業型】	○	○	○			農林漁業者や農漁協等が6次産業化の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	56
	農林漁業者等の取組	機械・施設を取得したい	国	鳥取県6次産業化関連事業交付金	○	○	○		○	農林漁業者と地域の様々な事業者等が連携して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	57
加工	加工グループ等の取組	商品開発や販路開拓に取り組みたい	県	とっとりオリジナル加工品づくり支援事業	○	○	○		○	県内の農産物加工グループ等が地元農林水産物を利用した新商品の開発・販売を行い、又は開発を目的として成功事例の視察研修等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	58
	企業等	国際認証を取得したい	県	鳥取県食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金	○	○	○		○	県内事業所の認証取得や衛生管理対策等に必要な経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963	59
他産業との連携	農工商連携	機械・施設を取得したい	県	もうかる6次化・農工商連携支援事業【農工商連携型】					○	食品加工業者等が農林漁業者と連携して県内農水産物を原料とする食品加工等の取組を行う場合、必要な施設・機械整備の経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	60
		機械・施設を取得したい	国	【再掲】鳥取県6次産業化関連事業交付金	○	○	○		○	農林漁業者と地域の様々な事業者等が連携して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	57
		機械・施設を取得したい	県	鳥取県食品加工施設整備補助金					○	県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業が県内において農産物加工施設を新・増設する場合、必要な施設・機械整備に係る経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	61
販路拡大	販路開拓・消費拡大	国内での販路開拓や消費者交流会をしたい	県	おいしい鳥取PR推進事業費補助金					○	農協や農業者等のグループが国内の見本市への参加、県外量販店で試食宣伝、インショップ等に取り組んだり、消費者との交流会を開催する場合、必要な経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7767	62
	販路開拓・消費拡大	国内での販路開拓や消費者交流会をしたい	県	物産展・県フェア及び見本市への出展支援	○	○	○		○	県外で行われる鳥取県フェア等の催事、見本市、商談会等（概ね2日間以上の催事等で県内から3社以上の事業者が参加するもの）に2日以上出展する県内事業者に対して、出展に要する経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7767	63
	販路開拓・消費拡大	国内で販路開拓をしたい	県	ネット販売に取組む事業者支援補助金	○	○	○		○	インターネットによる販売を行う場合の通信環境整備、出店料、掲載費、ホームページ開設、商品開発、コンサル費等の経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7767	64
	海外販路開拓	農産品や食品を輸出したい	県	新しい生活様式における輸出促進活動支援事業費補助金	○	○	○		○	県内で生産された農林水産物及び食品の輸出促進のために行う取り組みの費用の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963	65
	海外販路開拓	農産品や加工食品を輸出したい	国	鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金					○	農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、輸出向けHACCP等の認定・認証の取得による輸出先国の規制等への対応や家庭食向け等の輸出先国のニーズへの対応に必要な施設や機器の整備に係る経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963	66
	販路開拓	商品パッケージを作成したい	県	「食のみやこ鳥取県」マーク推奨事業	○	○	○		○	「食のみやこ鳥取県」推進サポーター事業者、とっとり県産品の登録事業者、鳥取県ふるさと認証食品を持つ事業者が、各事業のロゴマークを入れた商品パッケージを作成する経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	67
	消費拡大・地域活性化	食を活用した地域振興をしたい	県	食のみやこ鳥取県づくり支援交付金	○	○	○		○	食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる活動経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7835	68
	販路開拓	料理の開発・PRをしたい	県	とっとりオリジナルメニューづくり支援事業	○	○	○		○	地元食材を使った料理の開発（ジビエ料理を含む）・PR活動経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	69

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ	
	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等（任意組織・JA等）	市町村	商工業者等				
	販路開拓	デジタル化や新たな業態導入に取り組みたい	県	コロナ後を見据えた飲食店応援事業						○	県内飲食店等の経営のデジタル化や新たな業態導入の取組を支援。	食のみやこ推進課 0857(26)7835	70
環境にやさしい農業	有機・特裁	機器購入や市場調査したい	県	鳥取県有機・特別栽培農産物等総合支援事業	○	○					有機JAS認証事業者や鳥取県特別栽培農産物認証事業者等が農産物の有機的管理で使用する機器の購入、イベント等での消費者交流、市場調査の実施及び販路開拓等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26)7415	71
	減化学肥料、減農薬	環境保全型農業直接支払	国	環境保全型農業直接支払対策事業	○	○	○				販売農家等が化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する栽培を行い、かつ地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う場合、取組面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7336	72
災害対策	農地災害	被災した農地等を復旧したい	国	農地・農業用施設災害復旧事業				○	○		暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7325	73
耕作放棄地対策	発生防止	中山間地域等直接支払	国	農地を守る直接支払事業	○	○	○				生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7336	74
農地・基盤	基盤整備	小規模な基盤整備	県	しっかり守る農林基盤交付金					○		市町村が小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に係る事業を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7326	75
		基盤整備に伴う資金が借りたい	国	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金	○	○	○				農業者等が生産性の向上を図るために生産基盤整備(農地等の新設、改良、造成及び復旧、農用地集積等)を行う場合、低金利又は無利子での資金貸付を行う。	農地・水保全課 0857(26)7321	76
	施設の維持・補修	土地改良施設の補修をしたい	国	土地改良施設維持管理適正化事業				○	○		市町村等の土地改良施設管理団体等が団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、ため池、水路等)の整備補修を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7336	77
	施設の維持・補修	保全活動に対する支援を受けたい	国	多面的機能支払交付金事業					○		市町村と協定を締結した活動組織等が農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の補修・更新を行う場合、区域内の農用地の農地区分や面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	78
	防災減災	ため池の防災・減災対策をしたい	国・県	ため池防災減災対策推進事業				○	○		農村地域の防災力向上を図るため、ため池の調査点検やハザードマップの作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金の軽減などハード・ソフト両面から、必要な経費を助成。	農地・水保全課 0857(26)7323	79
	【再掲】災害復旧	被災した農地等を復旧したい	国	【再掲】農地・農業用施設災害復旧事業				○	○		暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7325	73
	鳥獣対策	鳥獣対策	鳥獣被害を防ぎたい	国	鳥獣被害防止総合対策交付金				○	○		市町村やJA等で構成する協議会等が、地域ぐるみの鳥獣被害防止活動や侵入防止柵等の整備等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	鳥獣対策センター 0858(72)3821
鳥獣被害を防ぎたい			県	鳥取県鳥獣被害総合対策事業補助金	○	○	○				集落等、市町村、JA等が野生鳥獣の農地等への進入を防ぐ対策(侵入防止柵等の設置)や個体数を減らす対策(捕獲等)等を行う場合、必要な経費等を助成。	鳥獣対策センター 0858(72)3821	81
販路開拓		ジビエ料理の開発・PRをしたい	県	【再掲】とっとりオリジナルメニューづくり支援事業	○	○	○		○		地元食材を使った料理の開発(ジビエ料理をむ)・PR活動経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	69
地域農業	地域活性化	農山漁村を活性化したい	国	農山漁村滞在促進事業(観光客の心に響く滞在型地域創造事業)	○	○	○		○		特色ある宿泊体験を中心に農山漁村における地域資源を活用したコンテンツ(観光素材)づくりや、これらをつなげた魅力ある滞在エリアの創造、滞在施設整備を支援。	中山間地域政策課 0857(26)7129	82
中山間	地域活性化	コミュニティづくりに取り組みたい	県	みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金				○	○	○	集落や地域の将来のために、住民が主体的に取り組む地域づくりの活動(地域コミュニティの再生、住民共助、地域資源活用、コミュニティビジネス、遊休施設活用等)に必要な経費を支援する。	中山間地域政策課 0857(26)7129	83
	地域活性化	移住者を確保し、地域を活性化したい	県	若者定住等による集落活性化総合対策事業				○	○	○	小規模高齢化集落等が地域プランを策定し、地域の活性化に向けた取組等を行う場合、必要な経費の一部を助成。また、IUターン移住者に対し、定住に向けた支援を行う。	中山間地域政策課 0857(26)7129	84

支援項目			国庫・単 県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 ・電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外の農業者	農業関係 団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商工業者 等			
地域 対策	販路開 拓・地域 活性化	食を活用した 地域振興を したい	県	【再掲】 食のみやこ鳥取県づくり支援交 付金	○	○	○	○	○	食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド 化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県に つながる活動経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7835	68
	地域活 性化	地域資源保 全や特産品 の育成に取 り組みたい。	県	とっとり共生の里保全活動推進 事業	○	○	○			農山村集落等が企業・団体等及び市街地住民組織等と 協働で行う農地や農業用水路、ため池、農道の保全活 動や、農作物の生産、農産加工品等の製造・販売を通じ た6次産業化の取組みを支援する。	農地・水保全課 0857(26)7336	85
中山 間地 域対 策	【再掲】 人・農地プ ランの中心 経営体(個 人農業者)	機械を取得 したい	県	【再掲】 中山間地域を支える水田農業 支援事業			○			中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入 等を支援	農林水産政策課 0857(26)7589	21
	【再掲】 耕作放棄 地発生防 止	中山間地域 等直接支払	国	【再掲】 農地を守る直接支払事業	○	○	○			生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市 町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対 象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付 金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7336	74
自然 エネ ルギ ー	発電	発電施設を 導入したい	県	農業農村自然エネルギー利活 用支援事業			○			農協や土地改良区、農村集落等が太陽光発電施設を導 入する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7334	86

令和3年度 農林水産部の主要施策

ポストコロナ時代における農林水産業の基盤強化や新たな販売促進を図り、農業生産1千億円達成プラン、森林・林業振興ビジョンなどの達成に向けた施策を展開する。

ポストコロナにおける農林水産業の確立

スマート農林水産業の展開

【当初】スマート農業技術の開発・実証事業	7百万円
【当初】スマート農業社会実装促進事業	36百万円
【当初】スマート林業実践事業	144百万円
【当初】スマート漁業推進事業	7百万円

セーフティネットの整備

【当初】新型コロナウイルス対策農業収入保険 加入促進緊急支援事業	16百万円
-------------------------------------	-------

食のみやこ鳥取県の推進

【当初】「食のみやこ鳥取県」/ 「星空舞」ブランド化加速事業	63百万円
【当初】「食のみやこ鳥取県」輸出強化事業	117百万円
【当初】コロナ後を見据えた飲食店応援事業	33百万円
【当初】デジタル化で取組む販路開拓支援事業	30百万円

持続的な農業生産基盤の強化

生産振興

【当初】新たな水田農業の 収益性向上対策支援事業	46百万円
【1月】鳥取型低コストハウスによる 施設園芸等推進事業	167百万円
【1月】産地生産基盤パワーアップ事業	196百万円
【当初】プロックリ産地の広域化・生産強化 総合対策事業	51百万円
【当初】集落営農体制強化支援事業	67百万円
【当初】みんなでやらいや農業支援事業	148百万円

畜産振興

【当初】鳥取県和牛振興計画推進事業	225百万円
【1月】畜産クラスター施設整備事業	1136百万円
【当初】鳥取県和牛遺伝資源 管理システム整備事業	34百万円
【1月・当初】特定家畜伝染病危機管理対策事	132百万円

農林水産業人材の育成・確保

【当初】多様な農業人材確保に向けたささえあい事業	9百万円
【当初】産地主体型就農支援モデル確立事業	13百万円
【当初】スーパー農林水産業士育成応援事業	4百万円
【当初】未来の林業を担う 即戦力人材確保育成事業	28百万円
【当初】チェーンソーマイスター安全技術推進事	43百万円
【当初】漁業就業者確保対策事業	116百万円

林業の成長産業化の実現

【1月】合板・製材・集成材 国際競争力強化・輸出促進対策事業	757百万円
【当初】非住宅木材活用推進事業	22百万円
【当初】間伐材搬出等事業	647百万円
【当初】路網整備推進事業	503百万円
【当初】未来を伐り開く皆伐再造林推進事業	19百万円
【当初】皆伐再造林を支える 優良種苗安定供給戦略事業	31百万円

持続的水産業の確立

【1月】地域水産物普及施設整備事業	250百万円
【1月・当初】特定漁港漁場整備事業(公共)	2406百万円
【当初】養殖漁業研究事業	11百万円
【当初】アユ資源回復事業	30百万円

農山漁村の安全安心と活性化

【当初】地域のみんなで取り組む流域治水	6百万円
【当初】ため池保全管理・防災対策強化事業	16百万円
【当初】多面的機能支払交付金事業	855百万円

※各分野の主な事業(新規、拡充等)を掲載

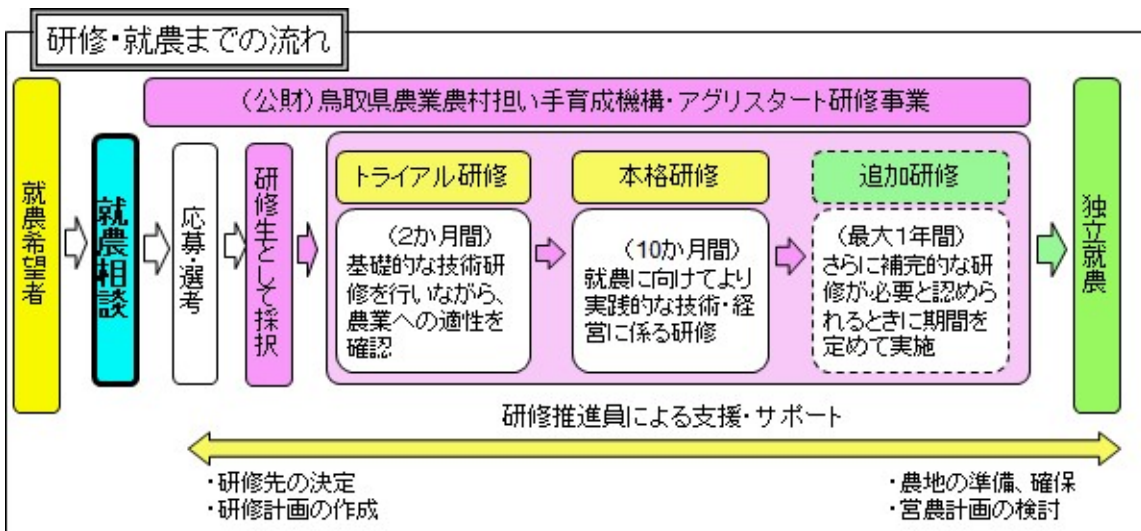
名称	アグリスタート研修支援事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	県内に就農する農業研修生として、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が採択した者。
施策概要	就農希望者を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生として受け入れ、県内の先進農家等での実践的研修や農業経営に関する研修を行い、県内での独立就農を目指す取り組みを支援。

●支援内容

研修期間	1年間(引き続き研修が必要と認められる場合は最大2年間)
研修期間中の支援	国の農業次世代人材投資資金(準備型)年間150万円の受給が可能(ただし、就農予定時の年齢が50歳未満等、交付を受けるには要件あり)。 上記の支援が活用出来ない場合は、研修交付金として月額10万円を交付。

●研修生の採択に当たっては、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生を募集し、選考を行います。

研修生の要件	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、県立農業大学校の研修を受講している等、研修を円滑に受講するために必要な基礎的な知識、技能を有すること。 ○機構の就農相談を受けて就農品目と就農地域の想定ができていないこと ○就農予定地域において、研修受入れ、就農・定着支援が予定されていること ○鳥取県へ移住又は在住し、独立就農する意欲を有すること。 ○農業就業が可能な健康状態であること。 ○過去に農業への就業又は農業研修の経験がある者にあつては、その期間が短期間(本研修と同一の品目で3年以内)等により、本研修を受けることが必要と認められる者。 ○地域住民と協調し生活する意思のある者 ○普通運転免許証(AT限定免許を除く。)を有していること。
--------	--



問合せ先	担当部署	電話番号
	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 鳥取本部	0857-26-8350
	農林水産部 経営支援課 米子本部	0859-31-9644
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

関連サイト

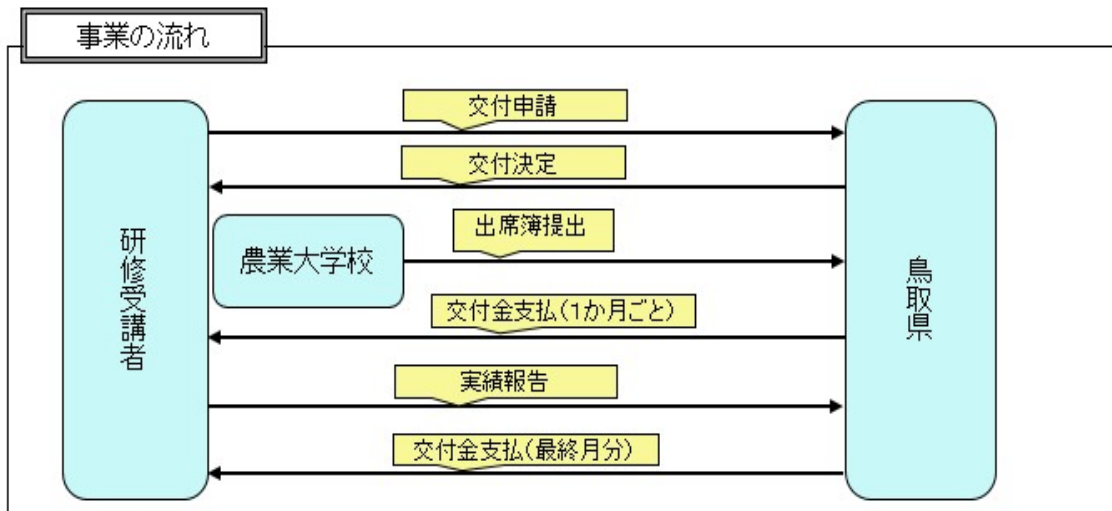
名称	就農研修交付金事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	「アグリチャレンジ科(公共職業訓練)」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方。
施策概要	農業大学校で実施される「アグリチャレンジ科」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を交付。

●支援内容

支援内容	・研修期間中(最長4か月)に最大10万円/月の交付金を交付する。
補助率	・10/10 (県費のみ)

●交付要件等

交付要件	・鳥取県在住または在住予定であり、主業として農業に就業する意欲を有していること。 ・就業予定時65歳未満であること。 ・公共職業訓練による雇用保険、訓練手当等の交付を受けていないこと。
注意事項	・各月の出席日数が8割に満たない場合はその月の交付金は交付されません。



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261
	農業大学校	0858-45-2411

関連サイト	
--------------	--

名称 公共職業訓練「アグリチャレンジ科」

施策対象 求職者

施策主体 農業大学校(産業人材育成センター委託訓練)

対象者 鳥取県内での就農(農業法人等への就職など)をめざす方
(求職者で公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示が得られる方)

施策概要 実践に活かせる基本技能(トラクターや管理機の操作、刈払機や小農具の使い方等)と農業の基礎知識を学ぶ約4ヶ月の研修です。
特に技能習得を重視し、6割の研修時間を技能演習で構成しています。
農家の言葉を理解し、1人でも基本的な機械・農具の扱いができるレベルへの到達が目標です。
研修修了後の就職先に関する情報提供等、進路選択のサポートを農大が行います。

①研修期間 約4ヶ月間

研修期間	募集定員
① 6月開講: 令和3年6月4日～9月17日	各期25名
② 10月開講: 令和3年10月13日～令和4年1月28日	
③ 2月開講: 令和4年2月9日～5月20日	

②募集期間(予定)

① 6月開講: 令和3年3月26日～4月27日
② 10月開講: 令和3年8月2日～9月8日
③ 2月開講: 令和3年12月4日～令和4年1月12日

③受講料 無料(※訓練生総合保険料を別途御負担いただきます。)

④カリキュラム(案)

ア 座学講義	(鳥取県農業の概要、植物生理、病害虫の基礎、農薬の基礎、肥料の基礎、土壌の基礎、鳥獣害対策、作物栽培、有機・特別栽培、畜産概論、農業経営、農業気象、各種支援策、体のメンテナンス等)	
イ 技能演習	a 機械関連	トラクターの操作と耕耘、作業機の脱着とロータリー爪交換の方法、刈払機の取扱い、管理機の取扱い、フォークリフトの操作、農業機械全般の保守点検方法、燃料の基礎
	b 小農具の扱い方	スコップ・鍬・レーキ等の使い方
	c 肥料・薬剤散布のポイント	肥料の手散布の方法、農薬の薬剤量と散布量、散布用機械の取扱い
	d 応用作業	ロープワーク、木工・溶接、刃研ぎ、定規縄作り、針金の扱い、パイプハウス測量・組立・被覆・解体、フラワーネットの設置・解体、かん水チューブの設置

⑤応募方法

住所地を所管する公共職業安定所に入校願書を提出してください。入校願書は、県内の公共職業安定所又は鳥取県立産業人材育成センター倉吉校のホームページから入手いただけます。

⑥その他

雇用保険受給資格を有する方は、雇用保険を受給しながら研修を受講できます。
雇用保険受給資格を有する方で、一定の条件を満たす方は、給付延長される場合があります。
雇用保険受給資格を有さない方には、別途、職業訓練受講給付金、訓練手当、就農研修交付金等の給付措置があります(支給には、それぞれ要件があります)。

問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/252164.htm>
<http://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsenkurayoshi/>

名称 スキルアップ研修(短期研修)

施策対象 農業者等

施策主体 農業大学校

対象者 鳥取県内での就農を希望し、就農が見込まれる方(受講開始時の年齢が65歳未満の方に限ります)

施策概要 鳥取県内で栽培される主要野菜4品目(白ねぎ、ブロッコリー、スイカ、ミニトマト)について、品目別に実施する栽培管理基礎研修です。各品目の栽培特性、防除や施肥等に関する基礎知識習得のための座学講義のほか、グループでの栽培管理実習を行います。約4ヶ月間で、植付準備から収穫までの一連の栽培管理作業を経験することができます。

- ①研修期間…約4ヶ月間
- ②定員等

専攻	研修期間(予定)		募集定員
白ねぎ	① 4月開講(白ねぎ)	令和3年4月14日～8月10日	各品目 5名程度
ブロッコリー	② 6月開講(ミニトマト)	令和3年6月9日～10月8日	
スイカ	③ 7月開講(ブロッコリー)	令和3年7月7日～11月5日	
ミニトマト	④ 9月開講(白ねぎ)	令和3年9月8日～令和4年1月7日	
	⑤ 3月開講(スイカ、ミニトマト)	令和4年3月1日～6月30日	

- ③出願及び開講日程

	4月開講	6月開講	7月開講	9月開講	3月開講
受付期間	令和3年2月1日～2月28日	令和3年4月1日～4月30日	令和3年5月1日～5月31日	令和3年7月1日～7月31日	令和4年1月4日～1月31日
面接実施日	令和3年3月12日	令和3年5月14日	令和3年6月11日	令和3年8月6日	令和4年2月10日
許可通知日	令和3年3月19日	令和3年5月21日	令和3年6月18日	令和3年8月20日	令和4年2月18日
開講予定日	令和3年4月14日	令和3年6月9日	令和3年7月7日	令和3年9月8日	令和4年3月1日

- ④受講料…40,000円

※テキスト代等の実費、傷害保険料、各種資格試験受験料等は別途御負担いただきます。

- ⑤品目ごとの主な作業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研修実施期間	4月開講		6月開講		7月開講		9月開講			3月開講		
ミニトマト(抑制)			植付準備・定植・仕立管理・ホルモン処理 防除・収穫									
ミニトマト(半促成)	定植・仕立管理・ホルモン処理 防除・収穫								植付準備			
スイカ	仕立管理・交配・防除・収穫								植付準備 定植			
ブロッコリー			播種・育苗管理・定植・追肥土寄せ・防除・収穫									
白ねぎ①	植付準備・定植(秋冬)・土寄せ・防除 収穫(夏)・播種・育苗管理(春)											
白ねぎ②						土寄せ(秋冬・春)・播種・育苗管理(夏)・防除 植付準備・定植(夏)・収穫(秋冬)						

問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/272287.htm>

名称 スキルアップ研修(長期研修)**施策対象** 農業者等**施策主体** 農業大学校**対象者** 就業経験がある方で、鳥取県内での就農を希望し、就農が見込まれる方(受講開始時の年齢が50歳未満の方に限ります)**施策概要** 農業の基礎的な知識と希望品目の栽培(飼育)管理の基本技術が習得できる、座学講義+実習タイプの自営就農希望者向け12か月研修です。
野菜専攻においては、担当する品目の栽培管理計画(施肥・防除計画、作業スケジュールなど)を作成し、栽培から出荷までの一連の作業を経験の上、実績分析まで行うことで、模擬的に農業経営を体験できます。
自営に向けた営農計画作成演習や農家派遣研修をカリキュラムに備えており、経営のイメージを固めていくことができます。①研修期間
12ヶ月間

②定員等

専攻	研修期間(予定)	募集定員
果樹、野菜、花き、作物、畜産	① 4月開講 令和3年4月14日～令和4年3月18日 ② 10月開講 令和3年10月13日～令和4年10月12日	①②合計で15名程度

③出願及び開講日程

	4月開講	10月開講
受付期間	令和3年2月1日～2月28日	令和3年8月1日～8月31日
面接実施日	令和3年3月12日	令和3年9月17日
許可通知日	令和3年3月19日	令和3年9月24日
開講予定日	令和3年4月14日	令和3年10月13日

④受講料
111,600円

※テキスト代等の実費、傷害保険料、各種資格試験受験料等は別途御負担いただきます。

問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

関連サイト<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=53788>

名称	新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	認定新規就農者
施策概要	新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設を新規就農者が整備する場合に助成。

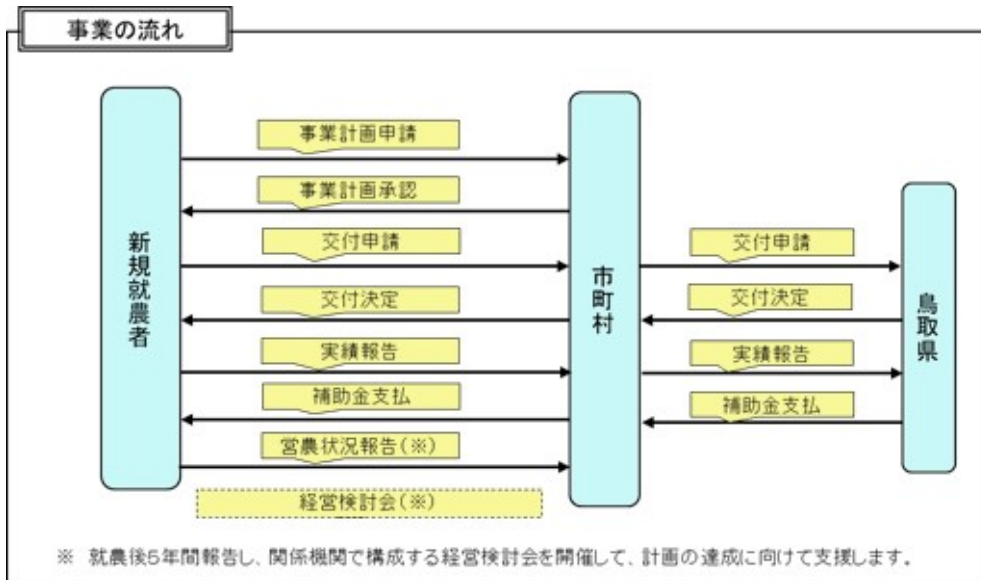
●支援内容

10万円以上(消費税額含む)の農業用機械・施設(※軽トラック等の汎用性のあるもの、家畜、果樹苗等は除く。単年度の事業費が30万円未満の場合は対象外。)

補助率	1/2 (県1/3、市町村1/6)
補助事業対象経費上限	1,200万円(5年間の合計)
助成期間	最大5年間

●注意事項等

- ・補助金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画を添付したものの(事業計画)を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
- ・補助金を受けた農業用機械・施設の耐用年数以内に離農した場合は、補助金返還していただきます。



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部経営支援課	0857-26-7261
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称

**新規就農者総合支援事業
【農業次世代人材投資事業(準備型)・就職氷河期世代新規就農促進事業】**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

鳥取県が認定する研修機関で概ね1年以上研修を受ける者で、就農予定時の年齢が原則50歳未満の者。ただし、事業申請時30歳以上かつ就農時49歳以下の者は就職氷河期世代新規就農促進事業の対象となる。

施策概要

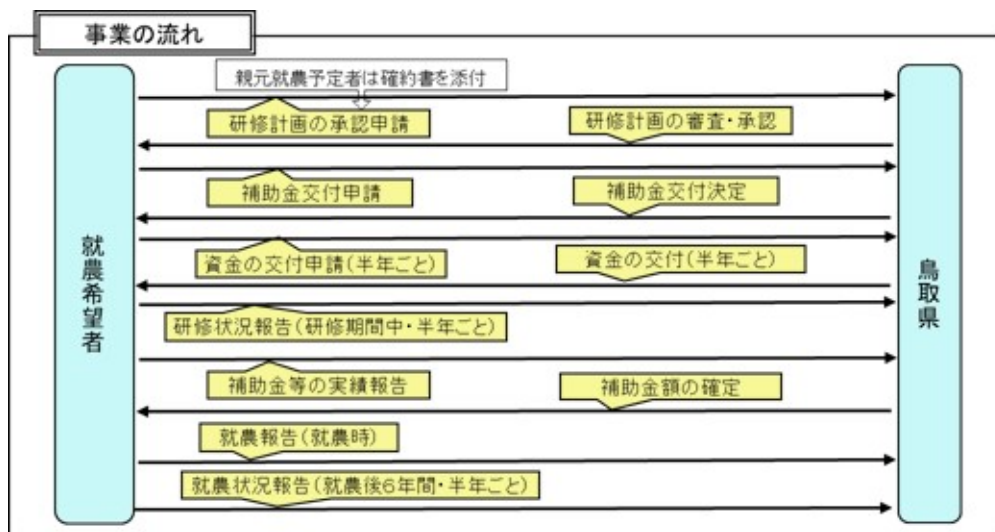
青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修期間の生活安定を支援する。

●支援内容

支援内容	・研修期間中(最長2年間)に150万円/年の農業次世代人材投資資金又は氷河期世代新規就農促進資金を交付する。 ※国内での2年の研修に加え、必要と認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年間延長。
補助率	・10/10 (国費のみ)

●注意事項等

- ・資金の交付を受けるためには、研修計画を作成し、県の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・研修期間中及び研修終了後6年間、半年ごとに研修状況報告書及び就農状況に係る報告書を県に提出していただきます。
- ・以下の場合には、資金の全額を返還していただきます。
 - ①研修終了後1年以内に就農しなかった場合
 - ②交付期間の1.5倍(最低2年)以上営農を継続しなかった場合
 - ③親元就農者が就農から5年以内に経営継承しなかった場合
 - ④独立・自営就農者が就農から5年以内に認定新規就農者等にならなかった場合
 - ⑤適切な研修を行っていない場合
 - ⑥上記の報告を行わなかった場合
 - ⑦虚偽の申請を行った場合



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261

関連サイト

名称

**新規就農者総合支援事業
【農業次世代人材投資事業(経営開始型)】**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

原則50歳未満で独立・自営就農し、市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者。

施策概要

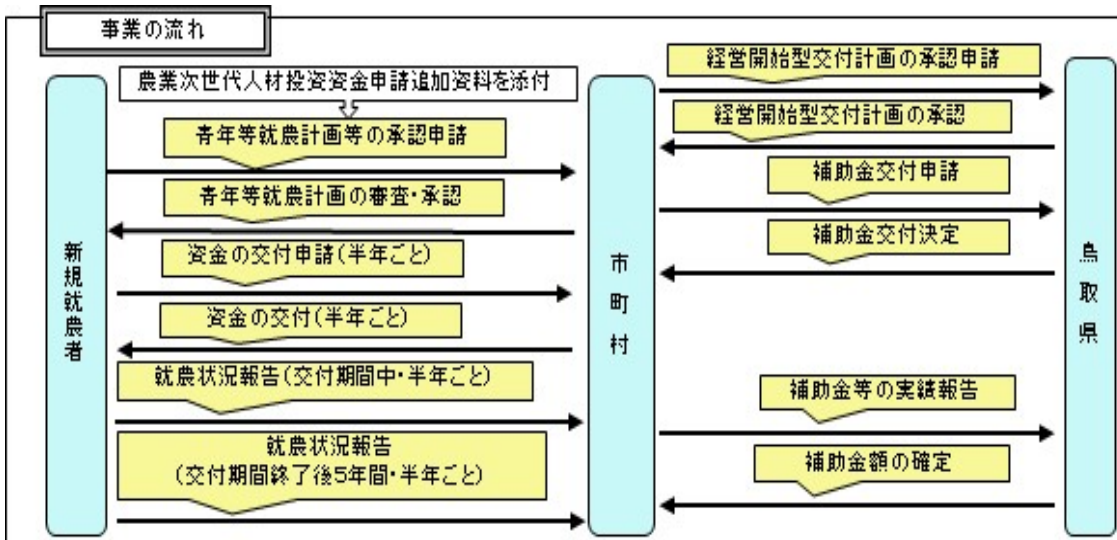
青年の就農意欲の喚起と就農直後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する。

●支援内容

支援内容	・独立・自営就農後(最長5年間)、経営開始1～3年目は150万円/年、4～5年目120万円/年の農業次世代人材投資資金を交付する。
補助率	・10/10 (国費のみ)

●注意事項等

- ・資金の交付には、青年等就農計画等を作成し、市町村の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・交付期間中及び交付期間終了後5年間、半年ごとに就農状況に係る報告書を市町村に提出していただきます。
- ・以下の場合には、資金を全額返還していただきます。
 - ①上記の報告を行わなかった場合
 - ②適切な就農を行っていない場合
 - ③虚偽の申請を行った場合
- ・また、交付終了後に交付期間と同じ期間、営農を継続しない場合は、営農を継続していない期間分の資金を返還していただきます。
- ・原則、前年の世帯所得が600万円(農業次世代人材投資資金含む)を超えた場合は、交付停止となります。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

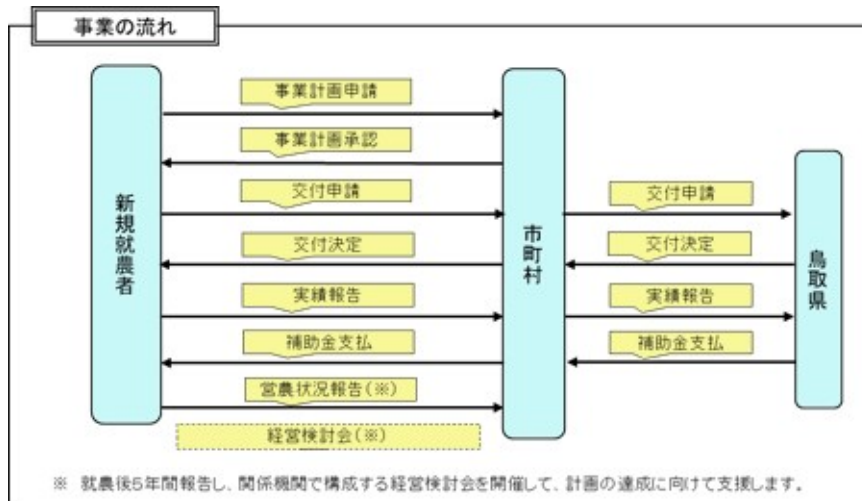
名称	新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	認定新規就農者
施策概要	就農初期の運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用可能な、用途の定めのない交付金を交付。

●支援内容

補助率	10/10（県2/3、市町村1/3）
助成期間	最大3年間 1年目：100,000円/月 2年目：65,000円/月 3年目：40,000円/月

●注意事項等

- ・交付金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画等を添付したもの（事業計画）を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・就農後5年間、毎年、営農状況を市町村に提出していただきます。
- ・離農時に交付金の前払いを受けている場合は、離農した月以降の交付金を返還していただきます。
- ・農業次世代人材投資資金（経営開始型）を交付されている方、農の雇用事業（国版・県版）を活用中の方は対象外です。



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部経営支援課	0857-26-7261
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称

**新規就農者総合支援事業
【親元就農促進支援交付金】**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

認定農業者等

施策概要

認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援する。

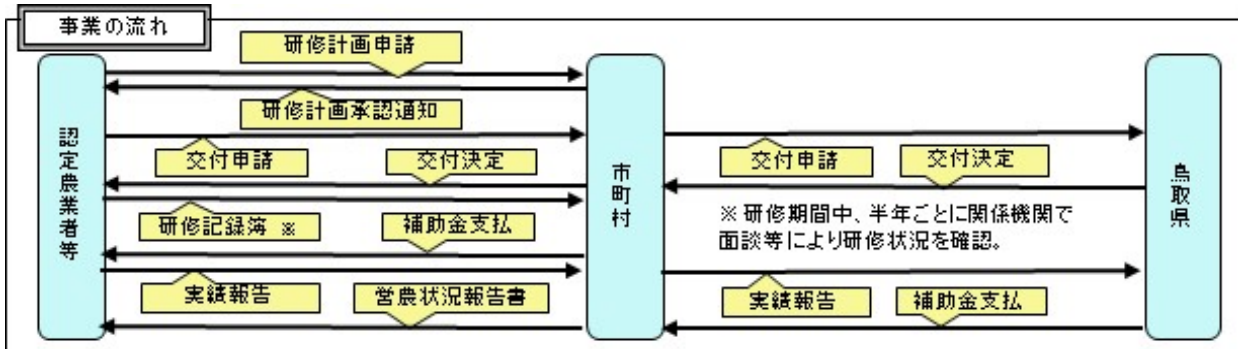
●支援内容

補助率	10/10（県2/3、市町村1/3）
助成期間	最大2年間（10万円/月）

●主な要件

対象者 (農業経営主)	次のいずれかに該当すること。 ①認定農業者。 ②市町村の「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置づけられている者。(5年以上の農業経験を有する者に限る) ③地域農業の担い手として支援することが適当であると市町村が認める者。
研修生 (親元就農者)	・対象者(農業経営主)の3親等以内の親族(配偶者及び兄弟姉妹を除く)で、将来その経営を継承する予定の者であること。 ・申請時の年齢が55歳未満であること。 ・研修開始後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受ける予定の者。
その他	・経営ビジョンを作成すること。 ・農業経営主と親元就農者との間で、次の事項を規定した家族経営協定等が締結されていること。 ①経営継承の時期 ②経営継承に向けた研修の実施 ③青色専従者給与等の支払い ④後継者の役割 ・研修計画に基づき、年間150日以上かつ年間1,200時間以上研修を実施すること。 ・親元就農してから1年以内に研修計画の申請を行うこと。 ・法人経営体の場合、申請時及び交付期間中は親元就農者は法人の役員(構成員)ではないこと。

※適切な研修を行っていない場合や、研修終了後に交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、親元就農者が研修を実施した農業経営体で営農を継続しない場合は、全額を返還していただきます。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称 産地主体型就農支援モデル確立事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

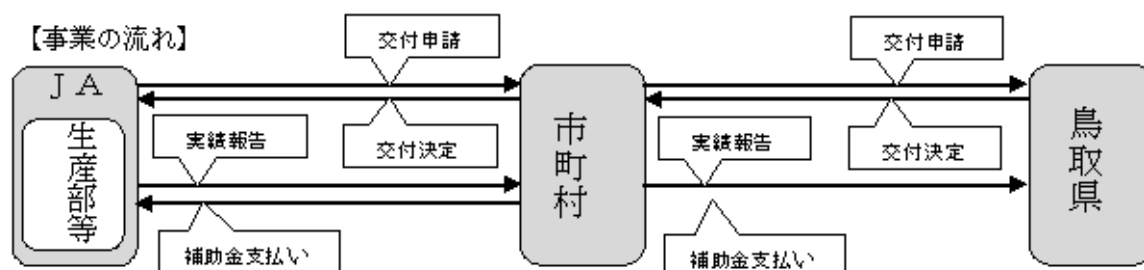
対象者 農業協同組合、生産部などの農業者の組織する団体

施策概要

産地が主体的に後継者を確保・育成する仕組として、産地の将来ビジョンに基づき、新規就農希望者に対する技術習得研修、継承すべき優良農地の維持管理、研修や営農開始に必要な機械・施設整備等を先行して進め、パッケージで支援する体制づくりをモデル的に支援するとともに他産地への取組拡大を図る。

●支援内容

項目	事業内容	実施主体
産地受入協議会事業	産地受入モデル地区設置事業 受入体制を早期に整備するモデル地区を設定し、新規就農者の確保育成に必要な活動に要する経費を助成 補助額(上限):200千円/地区 補助率:10/10(県1/2、市町村1/2)	JA等
	産地受入条件整備事業 研修受入農家が研修生に対して実施する、技術・経営等の研修実施経費を助成 事業費(上限):480千円/研修生(40千円/月×12か月) 補助率:10/10(県1/2、市町村1/2)	
	新規就農希望者の実践研修及び就農に必要な機械施設等をJA等が整備する経費を助成 事業費(上限):6,500千円/地区 補助率:1/2(県1/3、市町村1/6)	
	新規就農者等の共同作業場として活用することを目的としたJA等所有の遊休施設の改修、簡易な施設の設置等に要する経費を助成 事業費(上限):1,500千円/地区 補助率:1/2(県1/3、市町村1/6)	
新規就農者等受入準備支援事業	優良果樹園の維持管理費 新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う優良園の維持管理に要する経費を助成 補助額(定額):梨400千円/10a 柿、ぶどう:200千円/10a 補助率:10/10(県1/2、市町村1/2)	
	優良農地の受入条件準備費 新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う、立地条件の良い優良農地等の維持管理、ほ場条件の改善等に要する経費を助成 補助額(上限):500千円/100a/地区 補助率:10/10(県1/2、市町村1/2)	



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3162
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

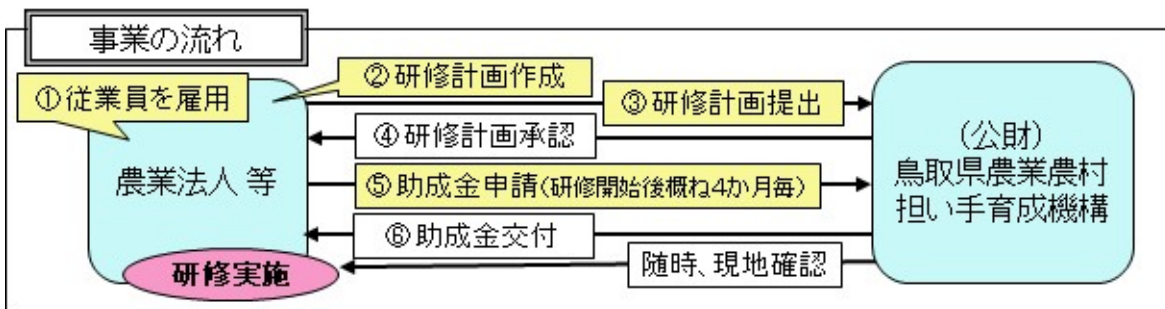
名称	農の雇用ステップアップ支援事業【未来を託す農場リーダー育成事業】
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業法人等
施策概要	新しく雇用した従業員への研修経費、指導者の研修経費を助成。年齢要件等で国の農の雇用事業の対象とならない場合、及び3年目の取り組みについて支援を行うもの。

●支援内容

補助率	10/10
補助上限額	<ul style="list-style-type: none"> 実践研修に要する経費 (1～2年目): 97,000円/月 + 障がい者等を雇用した場合25,000円/月を加算(※) (3年目): 97,000円/月 指導者研修費(1～2年目): 36,000円/年 ※加算は、研修生が経営主の親族(3親等以内)である場合を除く。
助成期間	最大3年間(ただし3年目は以下の要件を満たす場合に限り) 研修生が、2年目研修終了までに日本農業技術検定2級の学科試験に合格

●主な要件

受入する農業法人等 (研修実施主体)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 通年の研修が可能で、研修終了後も研修生を継続雇用すること。 ◆ 新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険に加入させること。 ◆ 新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。 ◆ 雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。 ◆ 農業次世代人材投資資金、就農応援交付金を受給中の経営体でないこと。 ◆ 過去5か年度中に本事業及び国の農の雇用事業で受け入れた研修生が2人以上いる場合、そのうち2分の1以上が農業に従事(雇用または独立自営)していること。 ◆ 働きやすい職場環境整備に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
新たな従業員 (研修生)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 正社員として雇用され、就業している県内在住者で、研修開始時点で採用から4か月以上12か月未満であること。 ◆ 正社員採用時の年齢が65歳未満であること。 ◆ 経営主の親族(3親等以内)の場合、雇用保険に加入出来れば対象となるが、経営継承を前提としていて親元就農促進支援交付金の対象となる場合、当該交付金を優先して活用。 ◆ 過去の農業就業期間等が原則5年未満であること。ただし、過去に従事した農業の営農類型(耕種・畜産の別)が本事業で従事する営農類型と異なる場合はこの限りでない。 ◆ 過去に補助事業を活用して農業研修を受けた者は、助成期間が短縮される場合がある。



問合せ先	担当部署	電話番号
	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	0857-26-8337
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

関連サイト

名称

農の雇用ステップアップ支援事業【農業コラボ研修事業】

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業法人等、食品加工業者等

施策概要

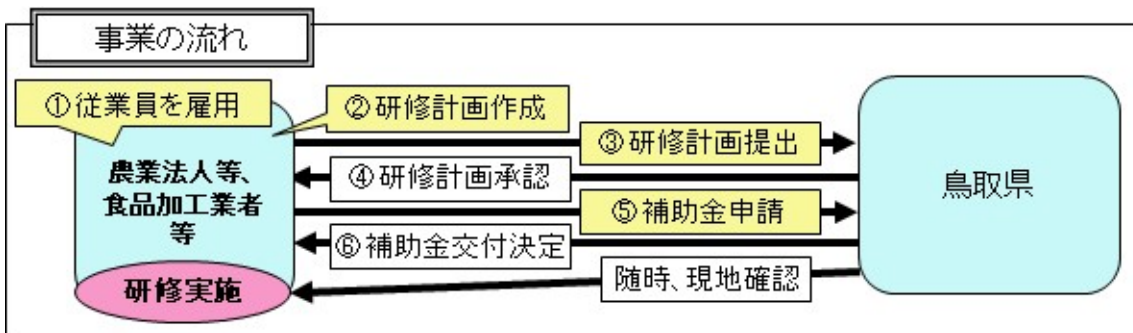
新しく雇用した従業員への研修経費を助成

●支援内容

補助率	10/10
補助上限額	実践研修に要する経費：97,000円/月、指導者研修費：36,000円/年
助成期間	1年間(引き続き研修が必要と認められる場合には最大2年間) ※農業分野での研修期間が6か月以上であること(農業分野以外の研修期間は助成対象外)

●主な要件

受入する経営体 (研修実施主体)	<ul style="list-style-type: none"> 他産業との連携により通年の雇用が可能で、研修終了後も研修生を継続雇用すること。 他産業との連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。 新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険(法人の場合は厚生年金、健康保険を含む)に加入させること。 新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。 雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。 食品加工業者の場合、事業所又は採用部門で正規雇用者数が純増となるとともに、研修を行う加工食品が鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件を満たすこと。
新たな従業員 (研修生)	<ul style="list-style-type: none"> 就業意欲を有し、本事業での研修終了後も継続して就業する意思がある県内在住者。 新たに農業法人、食品加工業者等に採用された者で、研修開始時点で採用から4か月以上12か月未満であること。 正社員採用時の年齢が65歳未満であること。 過去の農業就業期間(アルバイト、研修等を含む)が5年未満等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称	みんなでやらいや農業支援事業(がんばる農家プラン事業)
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者、農業を営む法人、任意組織(構成員が10名以下)
施策概要	<p>農業者等が作成したプラン(営農計画)の達成のために行う取り組みに必要な経費を支援します。※他の補助事業で対応できるものは除く</p> <p>※研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト) ※生産拡大などに必要な施設、機械設備の経費(ハード) ※農業(畜産(豚・鶏含む)、特用林産物)に関する経費を対象とし、水産の生産経費は対象外</p>

プランの内容	<p>以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の取組であること ・社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業関係所得相当額が基本構想の所得並であること ・雇用増につながる取組であること ・省エネルギー対策に係る取組であること <p>(主業農家の取組であり、エネルギー消費量10%以上の削減)</p> <p>・2回目以降プランに取り組む場合、前回プランの目標を達成し、以下①から③のいずれかに該当すること。</p> <p>①販売額、経営規模20%拡大(中山間地は10%拡大) ②雇用者2名以上の増 ③付加価値額(収入-経費+人件費)を10%拡大</p>
補助金額・補助率	<p>【補助率】 事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6)</p> <p>【単年度補助上限額】 農業者(個人)3,000千円 農業を営む法人、任意組織(構成員が10名以下)7,000千円 ※認定プランで、一部事業で国事業を活用する場合、補助率1/2となるよう当事業で上乘せ支援。</p>

●事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/193798.htm
--------------	---

名称 スマート農業社会実装促進事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 農業者、集落営農組織、任意組織、市町村公社

施策概要

高齢化等による担い手の減少が急速に進んでおり、持続可能な農業を実現するためには、省力化技術の開発・導入が喫緊の課題となっている。そのため、県が令和元年度から実証しているスマート農業技術について、現場における普及拡大及び課題解決を図る

1 実装加速化支援

事業内容	スマート農業の実践に必要な農業用機械等の導入に係る経費を支援する。
主な要件	○実施主体 認定農業者、集落営農組織、任意組織、市町村公社 ○主な要件 生産管理システム(スマートフォン、PC等で操作可能で、圃場管理や環境測定 of 機能を有するもの)を導入すること
補助金額・補助率	【補助率】 事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6) 【県補助上限額】 :個人300万円、任意組織・法人等700万円(共同利用をする場合は個人600万円、任意組織・法人等1,400万円)

2 ドローン講習支援

事業内容	農業に用いるドローンの操作講習に係る経費を支援する。(1実施主体あたり2名を限度とする)
主な要件	○実施主体 認定農業者、集落営農組織(構成員及び従業員を含む)
補助金額・補助率	【補助率】 事業費の1/2を補助する(県費のみ) 【県補助上限額】 1人あたり15万円

3 負担軽減支援

事業内容	果実・野菜の収穫作業や選果場等の集出荷施設において、作業の軽労化に向けたアシストスーツ等の導入に係る経費を支援する。
主な要件	○実施主体 認定農業者、集落営農組織、任意組織
補助金額・補助率	【補助率】 事業費の1/3を補助する(県費のみ) 【県補助上限額】 15万円

※本事業の活用は、1実施主体につき1回限りとする。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

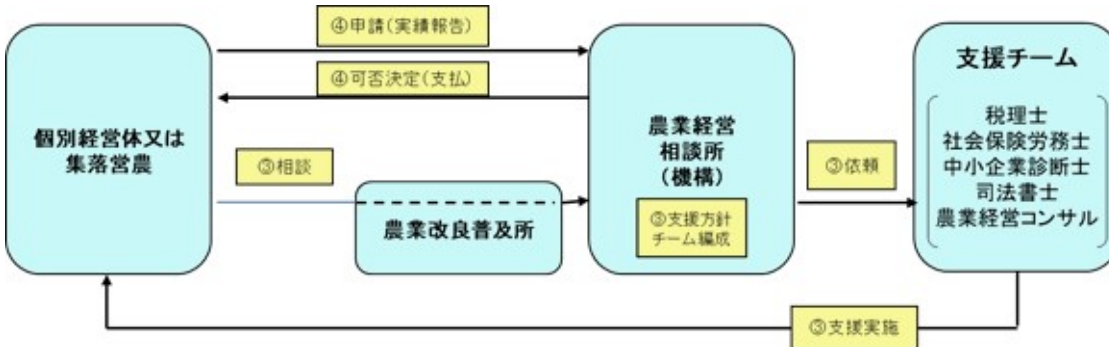
関連サイト

名称	農業経営法人化総合支援事業 【農業法人設立・経営力向上支援事業、農業経営法人化支援総合事業】
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	個別経営体又は集落営農組織
施策概要	経営意欲のある農業者等が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、円滑な事業継承など農業者等の経営課題に関係機関と連携して適切にアドバイスする経営相談体制の整備や農業経営の法人化を推進する。

○支援内容

区分	支援内容等
①農業経営相談所の設置 (法人化や法人の経営安定等に関する相談窓口の設置)	農業者等の経営課題に関係機関と連携して、専門家の派遣などにより適切にアドバイスする経営相談体制を整備するとともにコーディネーター(アドバイザー)を配置し、相談活動を実施。
②経営力向上研修	法人化を目指す認定農業者、人・農地プランの中心経営体に位置づけられた農業者及び集落営農組織に対して、経営力向上に関する基礎知識の研修を実施。
③専門家(スペシャリスト)派遣	農業経営戦略会議を開催し、支援方策及び支援チームの編成を決定して、農業者の経営課題及び法人化を目指す農業者や集落営農組織等に対して助言を行う税理士等の専門家を派遣。
④法人設立への助成	個別経営体 [※] 又は集落営農組織が法人化する場合に、定款作成及び登記等の費用として、定額25万円を助成。 ([※] 個別経営体が助成を受ける場合、経営力向上研修を受講する必要あり。)
⑤法人設立後フォローアップ	法人設立後3年までの法人に対するサポートとして特に困難とされる税務申告等の疑問点に関する相談窓口を設置。
⑥スペシャリスト等を対象とした農業関係研修会開催	農業法人にアドバイスができる人材の養成、確保につなげるための税理士等専門家への農業施策や農業経営に関する研修を実施。

●事業の流れ(③、④に係る部分)



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部経営支援課	0857-26-7276
	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構(農業経営相談所)	0857-26-8349
	各農業改良普及所、各市町村、各JA	
関連サイト		

名称

経営体育成支援事業(強い農業・担い手づくり総合支援交付金)

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

【融資主体補助型】:適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等
 【条件不利地域型】:農業者等が組織する団体(集落営農組織、農業生産法人等)等
 【追加的信用供与】:県農業信用基金協会

施策概要

適切な人・農地プランを作成し、実質化の取り組みを行う地域の中心経営体等が行う機械等の整備、農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う共同利用施設・機械等の整備に係る経費を助成し、担い手・集落営農組織等の経営発展を支援する。

○支援内容

1. 融資主体型補助事業

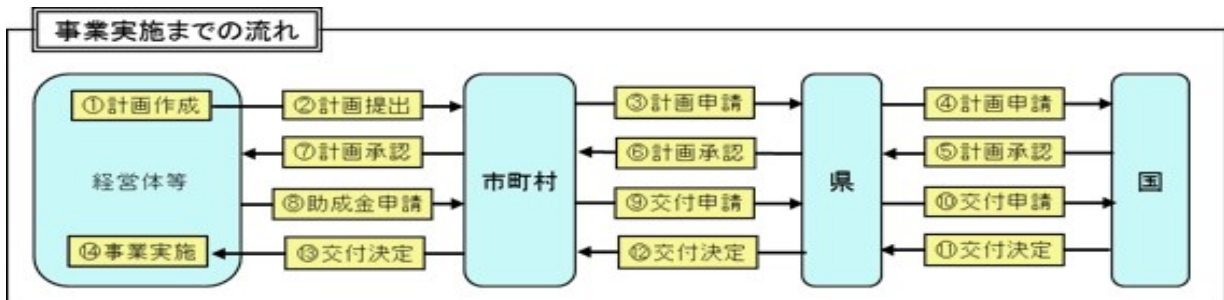
事業内容	金融機関から融資を受けて、農産物の生産その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等を整備する場合の融資残額に対して助成する。
補助対象	農業用機械施設等の導入
補助率、上限額	補助率:3/10又は融資額のいずれか低い額(国費のみ) 補助金上限: (1)先進的農業経営確立支援タイプ 法人15,000千円、個人10,000千円 (2)地域担い手育成支援タイプ 3,000千円
主な要件	(1)事業内容の経費について、融資を受けるものであること (2)事業の整備内容ごとに50万円以上であること

2. 条件不利地域補助型事業

事業内容	農地条件等が不利な地域で経営発展を目指す経営体の共同利用施設、機械等を助成。
補助対象	農業用機械施設等の導入、簡易な基盤整備
補助率、上限額	1/2又は1/3(国費のみ) 補助上限 40,000千円
主な要件	農業者等が組織する団体(集落営農組織、農業生産法人等)等であること

3. 追加的信用供与補助事業

事業内容	融資主体型補助事業の事業実施主体への融資に対して無担保・無保証人の債務保証を行う県農業信用基金協会の保証債務の弁済、求償権の償却の費用補てんの経費を助成。
------	---



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7258
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/205153.htm>

名称 企業等農業参入促進支援事業

施策対象 企業等

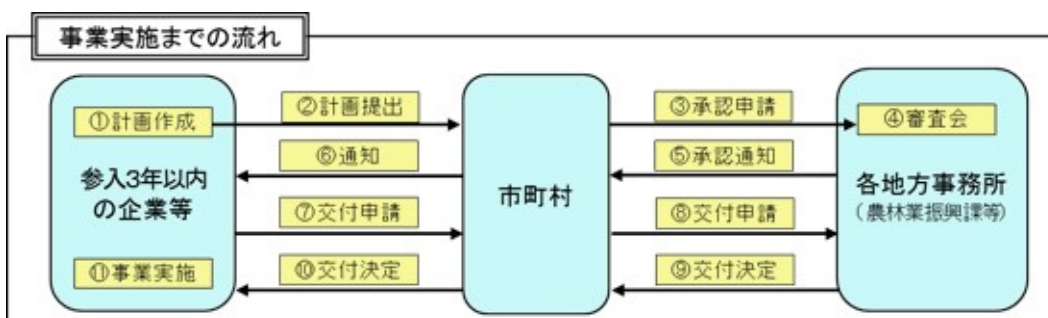
施策主体 鳥取県

対象者 参入を検討している企業、参入後3年以内の企業

施策概要 農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促すとともに、早期に経営安定して事業継続が図られ、本県の担い手として定着するため、農業参入準備及び参入初期の段階に必要な機械・施設の整備等を支援する。

○支援内容

対象者	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業
事業内容	農業経営の開始又は推進のための機械・施設の整備又はリースに係る経費の支援
補助率、補助上限	・補助率：1/3以内(県1/3以内) 市町村は任意負担 ・補助上限：5,000千円
主な要件	(1) 農業又は関連事業に常時従事する職員を1名以上配置していること又は配置が確実と見込まれること (2) 農業部門及び関連事業を別部門会計としていること又は確実と見込まれること (3) 農業及びその関連事業を行うために必要な定款となっていること又はそれが確実と見込まれること (4) 過去2年間に重大な法令違反がないこと



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7258
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	0858-23-3191
中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	0858-52-2125
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/64643.htm>

名称

機構集積協力金交付事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

下記参照

施策概要

農地中間管理機構(以下、「機構」という。)に対し農地を貸し付けた地域及び農業者等を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を推進する。

○支援内容

1-1 地域集積協力金交付事業(集積・集約化タイプ)

(1)交付対象地域…農地の一定割合以上を機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域

※地域とは、集落など外縁が明確である同一市町村内の区域

(2)交付要件…交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されることが確実であること

(3)交付単価

		区分1	区分2	区分3	区分4
機構の活用率	一般地域	20%超40%以下	40%超70%以下	70%超	—
	中山間地域	4%超15%以下	15%超30%以下	30%超50%以下	50%超
交付単価		1.0万円/10a	1.6万円/10a	2.2万円/10a	2.8万円/10a

注1 機構への貸付期間が6年未満の農地は交付対象外(機構の活用率の算定には加える)

注2 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の20%超を10%超とする

1-2 地域集積協力金交付事業(集約化タイプ)

(1)交付対象地域

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域

(2)交付要件…次のいずれかを満たすこと

- 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地及び樹園地については50a以上)の団地面積の割合が20%ポイント以上増加することが確実と見込まれること
- 既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となることが確実と見込まれること

(3)交付単価

	区分1	区分2
機構の活用率	40%超70%以下	70%超
交付単価	0.5万円/10a	1.0万円/10a

<地域集積協力金の交付額算定方法>

1. 「機構の活用率」=(対象期間内の貸付面積-再貸付面積)÷(地域の農地面積-対象期間前の既貸付面積)

2. 「交付対象面積」=対象期間内の貸付面積-再貸付面積-貸付期間6年未満の農地面積

※対象期間…2021年3月から2022年2月末まで(又は2021年9月から2022年8月末まで)

2 経営転換協力金

交付対象者	・経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者
交付要件	農地を10年以上機構に貸し付けること 等
交付単価	1.5万円/10a (上限額50万円/1戸)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7269
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業

施策対象

農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性

施策主体

鳥取県

対象者

- ・とっとり農業女子ネットワーク
- ・家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者等で構成する任意団体
- ・家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者

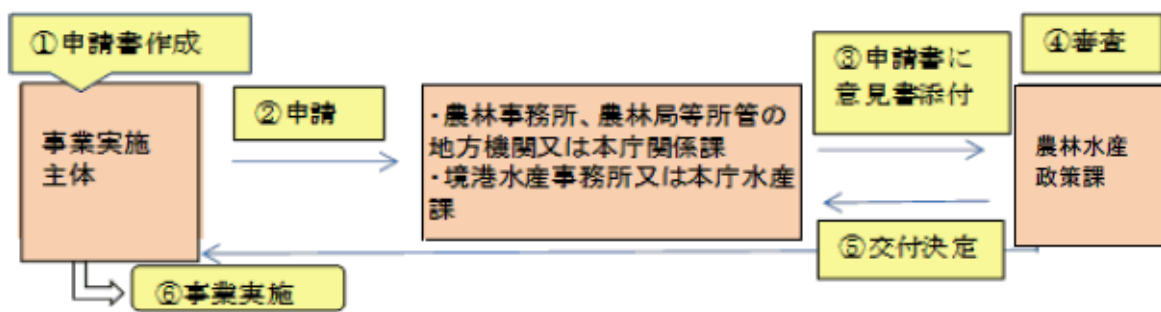
施策概要

農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や地域の農林水産業界を牽引する女性リーダー育成に関する取組等を支援し、女性活躍の一層の推進を図ります。

●支援の内容

区分	内容	補助率・上限額
とっとり農業女子ネットワーク 取組支援	全県域の農業女子を対象としたメンバーで構成する「とっとり農業女子ネットワーク」が取り組む働き方改革等に向けた主体的な活動を支援。	補助率:1/2 上限額: 300千円
地域農林水産業の振興や女性の経営参画などの働き方改革等の具体的成果に繋がる取組や女性の活躍推進に繋がる取組支援 (1)任意団体	家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者及びそれらの者で構成する団体等が行う女性の活躍推進に繋がる取組を支援。 例)女性が働きやすい環境整備による生産性・所得向上等の取組、人材育成に関する取組等 〈補助対象経費〉 未就学児童託児費用、ヘルパー等確保費用、アシスト機器導入による労力軽減費用、経営コンサルティング費用、経営力向上・リーダー育成のための研修会の実施・参加費用等	補助率:1/2 (県費のみ) 上限額: 500千円/1団体
(2)個人	農林水産業経営参画等に向け資質向上やレベルアップを図るための必要な技術、資格習得のための経費 〈補助対象経費〉 受験料、受講料、教材費、受講又は受験に伴い県外に旅行する場合には交通費(公共交通機関を利用する場合に限る。)及び宿泊費(1泊9,800円上限)	上限額: 150千円/1人
緊急就労環境整備の応援に関する取組支援	女性が働きやすい就労環境を目指す取組を支援 ・更衣室、休憩室、シャワー室、トイレ等 【事業実施主体】 ・常時3名以上雇用し、半数以上を女性を占め、家族経営協定を締結もしくは今後締結予定の農業者(法人は含まない)	補助率:1/2 (県費のみ) 上限額: 500千円

●事業の流れ



●募集期間等

- 【団体】第1募集: 令和3年4月5日～20日/第2募集 令和3年5月15日～30日
- 【個人】【緊急就労環境整備】 令和3年4月5日～令和4年2月末日まで、随時受け付け

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589

関連サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/250720.htm>

名称

中山間地域を支える水田農業支援事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

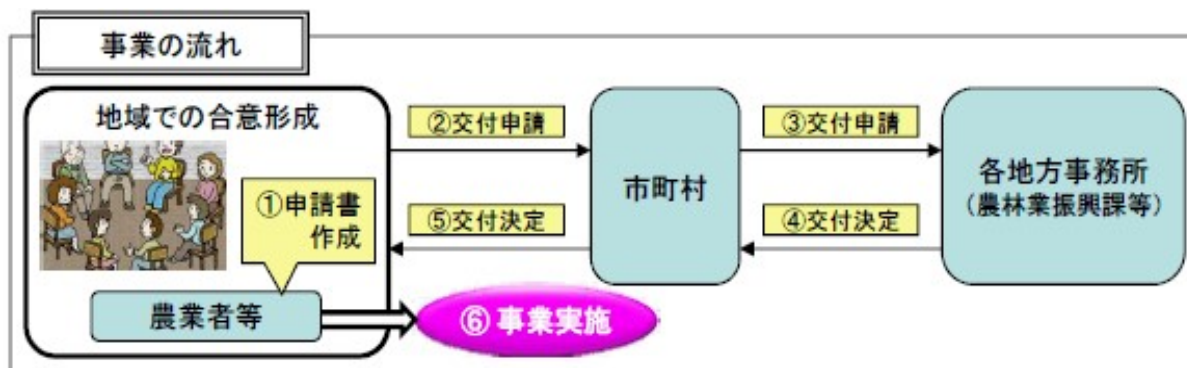
人・農地プランの中心経営体に位置づけられている個人農業者(概ね3名以内の共同体含む)
※認定農業者、集落営農組織、集落営農組織の構成員、認定新規就農者は除く

施策概要

水田農業の維持・発展に必要な農業用機械(軽トラック等の汎用性がある車両を除く。)の導入等に必要な経費を支援する※土地基盤の整備に関するものは除く

○支援内容

主な要件	<p>○以下すべての項目を満たすこと</p> <p>(1) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田が中山間地域内にあること</p> <p>(2) 集落営農組織化又は認定農業者を目指した事業活用であること</p> <p>(3) 目標年の農業経営を行う水田面積が概ね2.5ha以上、又は、経営集積率が25%以上であること</p> <p>(4) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田の目標面積が、特定高性能農業機械導入時は、特定高性能農業機械導入計画書の利用下限を概ね満たすよう努め、その他の機械導入時は、過剰となるような機械導入を排除した利用計画であること</p>
補助金額・補助率	<p>【補助率】</p> <p>事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6)</p> <p>【県補助上限額】</p> <p>2,000千円</p>



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

集落営農体制強化支援事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

集落営農組織、市町村

施策概要

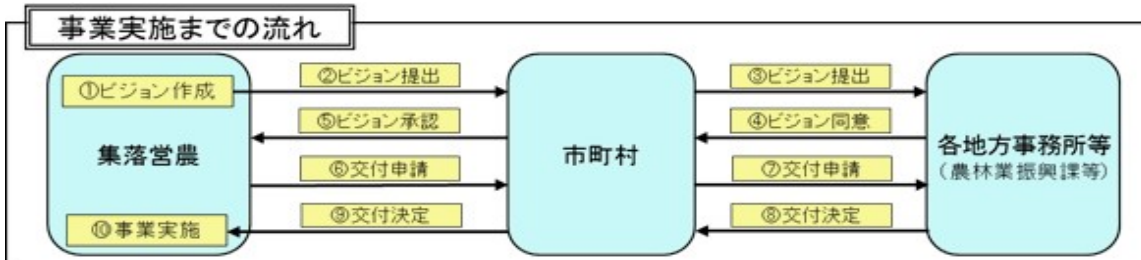
中小規模の農家が共同で営農する集落営農に対して、営農の維持・発展に必要な機械施設等の整備などの支援を行います。

●支援内容

区分	支援内容等
人材確保型支援	<p>事業実施主体:集落営農組織、支援内容(イ)は中山間地域の集落営農組織</p> <p>支援内容:(ア)オペレーター等の人材育成研修及び免許取得に要する経費 ※(ア)は必須の取組み (イ)畦畔管理を省力化する農業用機械及びグランドカバープランツの導入に必要な経費 (ウ)園芸品目の試作等取組支援 (エ)農作業体験活動等のイベント開催費</p> <p>補助率:1/2(県1/3、市町村1/6) 但し、(イ)のうち急傾斜地(田:1/20以上、畑・草地・採草放牧地:15°以上)を含む集落営農組織の補助率は3/5(県2/5、市町村1/5)</p> <p>上限額:(ア)200千円/組織 (イ)2,200千円/組織、急傾斜地を含む組織2,600千円/組織 (ウ)200千円/組織、(エ)100千円/組織</p>
規模拡大・発展型支援	<p>事業実施主体:集落営農組織</p> <p>支援内容: (ア)農業用機械及び附属施設の導入に要する経費(機械の更新等、現状維持にとどまるものは除く) (イ)組織化にあたり不要となる個人所有機械の中古販売、廃棄等に要する経費</p> <p>補助率:1/2(県1/3、市町村1/6)</p> <p>上限額:(1)小規模組織(経営面積20ha未満):7,000千円 (2)大規模組織(経営面積20ha以上):12,000千円</p>

●主な要件

- ・集落営農の規約を締結する(している)こと
- ・「集落営農ビジョン」の策定において、人材確保型は人材育成に係る目標を定め、規模拡大・発展型は地区内の水田(担い手が集積している水田を除く。)の過半を集積する目標を定めること
- ・人・農地プランに位置付けられている又は位置付けられることが確実であること



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7258
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=74438>

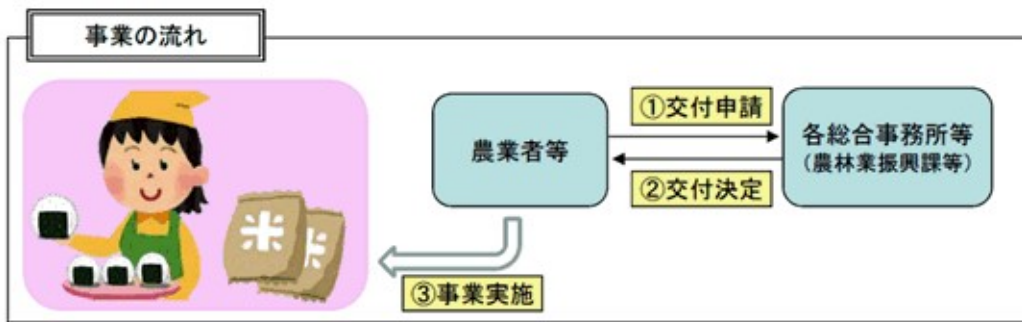
名称	鳥取県産米総合生産対策事業 (担い手農家等販売対策支援事業)
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、米生産者等で組織する任意団体
施策概要	自ら生産した主食用米を直接販売する担い手や米生産者等で組織する任意団体が、新規販路開拓や取扱量の拡大のために行う販売促進に必要な経費を助成する。 例：試食宣伝等の実施、商談会への出展、販売資材等の作成等 ※但し、「星空舞」は除く。 試食・サンプル用の米代5万円以上の機具・備品は対象外

○支援内容

【補助金額・補助率等】

補助率：事業費の1/2以内

補助上限額：1経営体当たり100千円



問合せ先	担当部署	電話
	農林水産部生産振興課	0857-26-7283
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005
	関連サイト	

名称	新たな水田農業の収益性向上対策事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	地域農業再生協議会等
施策概要	令和2年産主食用米の需要緩和を受ける中で、主食用米以外の農産物の生産拡大を推進し、新たな水田農業の収益性向上を図るため、地域や担い手の飼料用米等の生産拡大に向けた取組を支援する。

【支援内容】

- ①大豆等産地生産性向上支援…団地化推進、生産技術向上支援、新規導入・規模拡大支援
- ②飼料用米の生産拡大支援…飼料用米の転換と生産拡大を推進する取組の支援

※②について、地域農業再生協議会の単位で、前年度より飼料用米の作付面積が増加する必要があります。

※②について、国は県交付額と同額を交付する予定です(単位面積あたり上限あり)。

【補助金額・補助率等】

補助率:事業費の1/2以内、定額

<事業の流れ>



問合せ先	担当部署	電話
	各市町村地域農業再生協議会	
	農林水産部生産振興課	0857-26-7280
	中国四国農政局鳥取支局	0857-22-3256
関連サイト		